

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援費（生活支援費）について、特例措置が設けられました。

お問い合わせ・申込みは、まず山北町社会福祉協議会（TEL0465-75-1294）へご連絡ください。制度の内容や必要書類についてご説明いたします（受付は9：00～17：00です）。

### 【来所前に、以下をご確認ください。】

- ① 来所前に必ずお電話をいただき、来所時間の予約と必要書類の確認をお願いします。
- ② 発熱などの風邪症状のある方、同居されているご家族に新型コロナウイルス感染症に罹患されている方、または疑いのある方がいる場合は、来所をご遠慮いただくこともありますので、ご相談ください。
- ③ 来所の際は、マスクの着用・手指の消毒にご協力ください。

なお、詳細につきましては下記をご参照ください。

神奈川県社会福祉協議会ホームページ

[http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke\\_kinkyu\\_corona.html](http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html)

また、特例貸付に関する基本的なお問い合わせ等は下記のコールセンターもご活用ください。

「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」

☎：0120-46-1999      受付時間：9時～21時（土日・祝日含む）